

## ※一定の割合

売上げを管理できる  
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は
  - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と
  - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は概ね一致



$$\frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$$



売上げの管理ができれば、  
仕入税額の計算が可能

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象